

News Letter 2023年11月号

まもなく2年間の猶予期間が終了となります！  
電子帳簿保存法改正



経営革新等支援機関推進協議会

# CONTENTS

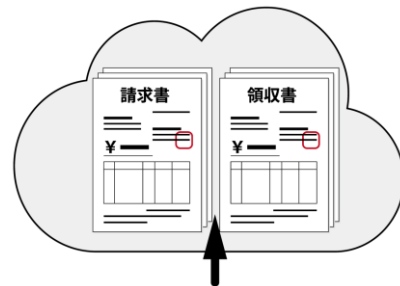
- 1 電子帳簿保存法とは
- 2 主な改正内容
- 3 電子取引における義務化
- 4 電子取引データの保存要件
- 5 準備するための5つのポイント

## ① 電子帳簿保存法とは

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

帳簿書類や領収書・請求書などの**保存処理に係る負担を軽減するために、ペーパーレス化を促進**します。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類(電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引)に区分されています。



# ① 電子帳簿保存法とは

## 電子帳簿保存法へ対応するメリット

メリット1

税務書類の紙保存  
コストの削減



メリット2

情報管理の向上  
紛失リスクの低下



メリット3

過少申告加算税の  
軽減措置



# ① 電子帳簿保存法とは

電子帳簿等保存の範囲

スキャナ保存の範囲

全事業者  
が対象

国税関係帳簿	国税関係書類				電子取引 メール添付 WEB送受信 FAX EDI 電子契約
	決算関係書類	取引関係書類			
		自己が作成した書類		取引先から 受領した書類	
<p>データ</p> <p>仕訳帳 総勘定元帳 売掛帳 固定資産台帳 現金出納帳 など</p>	<p>データ</p> <p>貸借対照表 損益計算書 試算表 など</p>	<p>データ</p> <p>請求書(控) 領収書(控) など</p>	<p>紙</p> <p>請求書(控) 領収書(控) など</p>	<p>紙</p> <p>請求書 領収書 など</p>	<p>請求書 見積書 領収書 契約書 など</p>

## ② 主な改正内容

改正事項	内容
1. 電子取引における電子データ保存の義務化	2022年1月から2年延長され、現時点では <b>2024年1月1日から義務</b> になる見込み。
2. 国税関係帳簿・書類の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前承認制度の廃止</li><li>・タイムスタンプの要件の緩和</li><li>・検索要件の緩和(検索システムや検索項目等の緩和)</li><li>・適正事務処理要件の廃止</li><li>・システム要件緩和と優良保存認定制度の新設</li></ul>
3. 罰則規定の強化	不正行為に対する罰則が設けられ、不正(隠ぺいや偽装等)が発覚し悪質と判断された場合、申告漏れに対する税額の10%が加算される。

## ③ 電子取引における義務化

2024年1月1日以降は**全事業者**が、「取引情報を原則データ」で「電子帳簿保存法の要件に則って保存する」必要があります。

<2024年1月1日以後にやりとりする電子取引に適用>

### 1. 検索機能のすべてを不要とする対象者の見直し

税務調査の際には、調査担当者からのダウンロード要請に応えることができる場合、すべての検索要件が不要です。

<対象者>

- ・ 基準期間の売上高が5,000万円以下の者である場合

基準期間とは法人では2事業年度前、個人では前々年にあたりますが、その期間の売上高が5,000万円以下(改正前は1,000万円以下)であれば検索要件は不要です。

- ・ 電子取引を書面出力している者が一定の要件を満たす場合

電子保存データを書面に出し、取引年月日、取引先などで整理された状態で提示することができる場合には、検索要件は不要です。

### 2. 宥恕措置の廃止

2023年12月31日までは、電子取引であっても出力書面の保存をもって電子データの保存に代えることができます。この宥恕措置は適用期限の2023年12月31日で廃止されます。

### 3. 猶予措置の新設

電子取引の電子データ保存への移行が「相当の理由により」できなかった者については、電子保存データを書面に出し、かつ、電子データをダウンロードできるようにしておけば、検索要件は不要となります(期限なしの猶予措置)

## ④ 電子取引データの保存要件

電子取引でのデータ保存では「真実性の要件」と「可視性の要件」を満たす必要があります。

### 真実性の要件

- ① タイムスタンプが付与された後、取引情報の授受を行うこと
  - ② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておくこと
  - ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合、これらの事実又は内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行うこと
  - ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行うこと
- のいずれか

### 可視性の要件

- ① 保存場所にパソコンなどの電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンター及び操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
- ② 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
- ③ 検索機能を確保すること



## ⑤ 準備するための5つのポイント

### ▼ 現状の電子取引の種類や形式を把握

電子取引でやり取りしている種類を洗い出し、媒体別に区分し、データ形式を把握しておきましょう。交通系ICカードの利用履歴やスマホのスクリーンショットも電子取引に該当します。

### ▼ 電子取引のデータ保存方法を検討

税務署の調査官が要求した取引を画面で日付、金額、取引先名を指定してデータ検索可能な状態にして閲覧ができる状態におきましょう。データの保存先は社内でルール決めをし、ファイル名に「日付、金額、取引先名」を付けるなどの工夫をしましょう。

### ▼ 証憑管理クラウドサービスの利用を検討

専用のシステムを開発・購入するには高額なIT投資が必要ですから、中小企業の場合は初期投資が少ないクラウドサービスの利用が適しているでしょう。

### ▼ 電子取引の税務調査対応

電帳法に対応したシステムを利用すれば安心ですが、電子取引の原本データを社内で管理する場合は、経理のパソコンやファイルサーバーに書類ごとにフォルダを設定して一元的に管理する必要があります。

### ▼ 経理規程の整備

電子取引のデータの保存の仕方や、運用管理のルールについては新しく規定する必要があります。国税庁のWebサイトに、法人用と個人事業主用の「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」のひな型がWord形式で掲載されていますので、ダウンロードして参考にしてください。

# 最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会